

群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成 2 8 年 2 月 1 9 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖義

群馬県後期高齢者医療広域連合条例第6号

群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例

群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条中「平成26年度及び平成27年度」を「平成28年度及び平成29年度」に改める。

第14条第1項第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同項第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附則に次の3条を加える。

（平成28年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第29条 平成28年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるのは「第14条若しくは第15条又は附則第30条若しくは附則第31条」とする。

（平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第30条 平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条中「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

（平成28年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第31条 平成28年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成28年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

（経過措置）中「平成26年度以後」を「平成28年度以後」に、「平成25年度分」を「平成27年度分」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。